



『東北圏だより』

新たな食料・農業・農村基本計画が策定される

東北農政局

平成27年3月31日に食料・農業・農村基本法に基づく、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。この基本計画では、食料・農業・農村基本法に掲げる「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」及び「農村の振興」という4つの基本理念の実現を図っていくため、施策の基本的な方針として、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として進めていくこととしています。

本計画において、食料自給率目標については、計画期間内(平成32年度まで)における実現可能性を重視し、10年後(平成37年度)にカロリーベースでは現状39%から45%に、金額ベースでは現状65%から73%に引き上げる目標を設定しています。東北地方において食料自給率は、104%(供給熱量ベース H24年度概算値 東北農政局試算)であり、全国平均の39%を大きく上回っています。特に米の自給率は36%となっており、まさに「日本の食料基地」といえます。

一方、日本の食料を支えている農村は、高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加など解決すべき課題が山積しつつも、担い手への農地の集積、6次産業化への取組、都市との交流等による活性化等新しい取組が見られます。東北においても、昨年行われた第36回豊かなむらづくり全国表彰事業において天皇杯を受賞するなど、集落全体で地域の資源を見つめ直したり、行政、大学等と連携するなど、幅広い地域活動を展開している取組もあります。

また、アンケート調査では、都会の多くの人たちが農村に対して「自然が多くて安らぎが感じられる」など良いイメージを持っています。最近では、農業・農村の価値が再認識され、都市と農村の人々が行き交う「田園回帰」の動きが若者を中心に広がりつつあります。

今後は、このような創意工夫による先進的な取組や若者の新たな動きを大きく育てていくとともに、地域の資源を次世代に継承していく必要があります。

新たな食料・農業・農村基本計画は、我が国の農業・農村が、その潜在力を最大限発揮しながら、将来にわたってその役割を適切に担っていけるよう、国民全体による取り組みを進めるための指針となるものです。東北農政局としては、強い農業、美しく活力ある農村の実現に向け、新たな基本計画に基づく様々な農業施策を展開して参ります。

新たな食料自給率目標

		平成25年度(基準年度)	平成37年度(目標年度)
平成27年 基本計画	カロリーベース	39%	45%
	生産額ベース	65%	73%
	飼料自給率	26%	40%

「空家等対策の推進に関する特別措置法」等説明会を開催

東北地方整備局

去る6月1日（月）、仙台市内において、地方公共団体の空家対策担当者向けに「空家等対策の推進に関する特別措置法」等説明会を開催いたしました。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」は、平成26年11月27日に公布され、平成27年2月26日に一部施行、5月26日に全面施行されました。

今回の説明会は、5月26日に「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）が定められ、施行されたことをうけて行われたもので、東北六県から200名を越える地方公共団体の空家対策担当者に参加されました。

立法の背景として、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要とされていることがあります。

今までは、適切な管理が行われていない空家等に対して、建築基準法、消防法、廃棄物処理法等に基づく規制措置で対応してきましたが、今般、施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、市町村長は、空家等対策計画を策定し、法律で規定する限度において、空家等への調査を行い、所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用等が可能となりました。

また、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態又は著しく衛生上有害となるおそれがある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等を「特定空家等」と定義し、特定空家等に対する措置が定められたため、市町村長は、特定空家等に対して、除却、修繕、立竹木の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能となりました。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」については、国土交通省ホームページの「空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報」をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html



▲管理が不十分な空家のイメージ

都市景観大賞において、東北地方から2団体が受賞されました

東北地方整備局

都市景観大賞（主催：「都市景観の日」実行委員会）は、良好な景観形成に向けた取組の普及啓発活動の一環として、毎年実施されている表彰制度であり、公共的空間と建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、市民に十分に活用されている地区を対象にした「都市空間部門」と、小中学校等における景観まちづくり教育、まち歩きや景観に関するセミナーなど、景観に関する教育、意識啓発、知識の普及等に取り組んでいる活動を対象にした「景観教育・普及啓発部門」、また平成27年度は景観法10周年を記念して市民が主役の景観づくり活動等、景観法や景観に関連する制度を活用した優れた取組みを行っている団体を対象にして「景観づくり活動部門」の3つの部門で実施されています。



▲松島町 第3回景観づくり勉強会（水主町の住民）の様子。

【→次頁へ続く】

本年度は、全国各地からの応募の中から、「景観づくり活動部門」では、松島町の「住民参画による景観まちづくり」が大賞（国土交通大臣賞）を受賞しました。

「都市空間部門」では、二本松市の「二本松市竹田根崎竹根通り沿道地区」（竹田根崎まちづくり振興会議外）が優秀賞（公益財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞）を受賞しました。

6月12日に東京都文京区のすまい・るホールで行われた「まちづくりと景観を考える全国大会」の中で表彰式が執り行われ、大賞を受賞された「住民参画による景観まちづくり」の松島町を代表して、小池教育長に、太田国土交通大臣から表彰状が授与されました。

これからも、東北各地の素晴らしい都市景観や景観まちづくりが全国に発信されていくように、皆様の取り組みを支援していくこととしております。



▲二本松の竹根通りを東から西に見る。お城山の緑と、遠くには安達太良山が見える。



▲太田国土交通大臣より、松島町小池教育長へ表彰状が授与されました。

人事異動

7月1日付け、東北圏広域地方計画推進室の人事異動がありましたので、お知らせします。

（新副室長） 島田 順一（しまだ じゅんいち） 東北運輸局 交通環境部 計画調整官から
（前副室長） 伊藤 祐二（いとう ゆうじ） 東北運輸局 観光部 次長へ

編集後記

現在、新たな東北圏広域地方計画の策定に向けて、各構成機関の皆様には、様々なご依頼をしておりますが、来週の幹事会を皮切りに、各種会議が続くこととなりますので、ご協力の程よろしくお願いたします。

『東北圏だより』に掲載する広域地方計画に関連する情報をお寄せ下さい。また、『東北圏だより』へのご質問、ご意見、ご要望等についても結構です。お気軽に次のアドレスまでメールでお寄せ下さい。メールアドレス：kou-suishin2@thr.mlit.go.jp